

生活音等に係る

隣人トラブル防止条例など36議案を議決

市議会は、第3回定例会を9月1日から10月1日まで31日間の会期で開催し、議案36件、意見書2件、陳情2件について議決しました。なお、議案1件が継続審査、2件が撤回となりました。(8頁参照)

また、一般質問では、5日間にわたり、23名の議員が市長等と議論を交わしました。

生活音等に係る

隣人トラブル防止条例を可決

議案第67号「国分寺市生活音等に係る隣人トラブルの防止及び調整に関する条例」は、日常生活から発生する音に係る隣人トラブルの防止及び調整を図ることにより、市民の良好な生活環境を確保したいというものです。

陳情採択から条例化へ

本条例の制定は、平成19年5月に「(仮称)隣人トラブル防止解決のための条例の制定を求める陳情」が出されたことが契機となりました。陳情の趣旨は、市民が通常的生活を行う上で発生する生活音に対して、度を過ぎた悪質なクレームや嫌がらせを行う者に対し、市や関係機関が連携して勧告や警告を行うことで隣人トラブルを防止し、友好的な隣人関係を構築しようというものです。この陳情が、平成19年第3回定例会において採択されたことを踏まえて、市は検討を進め、今回の提案に至ったものです。

条例の運用状況で更なる改善を

議案が付託された建設環境委員会では「市が、トラブルの解決に向け調整・助言をする際に、弁護士や警察など第三者の意見を聞くことの確認」「日常生活音を超えて周囲に迷惑をかけてトラブルになった事例があるのか」などの質疑が行われるとともに、まず条例の運用を開始し、結果をみて不備を改善していくことが必要となる旨の見解も示されました。

本条例は、委員会、本会議ともに全員賛成で可決しました。

小金井市の可燃ごみ処理支援を継続

市では、将来的な小金井市との可燃ごみの共同処理も視野に入れ、平成18年10月から小金井市の可燃ごみ処理の支援を行ってきました。

平成20年8月には「平成21年2月までに共同処理のための建設場所を小金井市が決定する」ことを条件とした覚書も交わしていました。

しかし、小金井市がこの覚書の条件を果たせ

なかったことから、本年4月10日に交わした協定では、人道的立場からの支援として、受け入れ量をそれまでの年間6,000トンから9月30日までの約半年間2,000トンとしました。その際、市長からは「現段階では小金井市との共同処理がより望ましいと考えており、6か月ほど状況を見る必要がある」との議会答弁もありました。

この協定による支援期間も終了することから、小金井市長からは10月以降についても支援継続の依頼が来ていました。

ごみ処理支援予算を計上

こうした中で、今定例会に提案された平成21年度一般会計補正予算(第7号)には、10月1日から来年3月31日までの間2,000トンを上限とする小金井市の可燃ごみ処理支援を行うための

予算が計上されていました。市長からは「小金井市との共同処理の方向をさらに進めていくために支援を継続することが適切であると判断した」との説明がありました。

議会では、ごみ対策特別委員会での質疑と議案を付託した補正予算審査特別委員会での審査が行われ「支援継続が適切と判断した経過や納得できる根拠」「建設場所決定の見通しと市の最終判断時期」「地方自治法第96条第2項の議決に対する小金井市の動向」「平成22年4月以降の支援に対する市の考え方」など様々な質疑や意見が出されました。

市長や担当からは「小金井市議会の決議により、共同処理の推進や周辺自治体への感謝という市全体の意思が示されている」「平成22年4月(次頁へつづく)

陳情の取扱基準を設けました

陳情及び請願は、住民の皆様等の要望を市政等に反映させるための制度であり、各委員会での審査を行い、その内容の妥当性や、施策に反映させるか否か等を決定します。

請願は、紹介する議員が必要であり、提出に当たっては、書式や内容の相談等を踏まえて提出することとなります。一方、陳情は紹介議員は必要でなく、請願と同様に各委員会での審査を行ってきました。

近年、多くの陳情が提出されていますが、その内容も複雑多岐にわたり、請願同様に委員会に付託して審査を行うことになじまないものも散見されるようになりました。そこで、適正かつ迅速な委員会審査の進行を目的に、国分寺市議会では、これまでの申し合わせ等も踏まえ、陳情の取り扱いについての基準を設けました。

これに伴って、次に定める陳情は、議会運営委員会に諮った上で、委員会に付託せず、各党派等に配布することで、その要望を各議員に伝えることとなりました。

陳情の受理・付託に当たっての取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、委員会への付託、委員会

の審査及び会議の審議(以下「委員会への付託等」という)から除外する陳情の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(委員会への付託等から除外する陳情)

第2条 議長は、次の各号に定める陳情について、議会運営委員会に諮った上で委員会への付託等を行わず、陳情書の写し等を各党派等に配布することにより要望を伝えるものとする。

- (1) 基本的人権を否定するなど、違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (2) 個人や団体を誹謗中傷するもの、又はその個人や団体の名誉棄損、信用失墜のおそれがあるもの。
- (3) 係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの。
- (4) 市の職員の身分に関し、懲戒、分限などの処分を求めるもの。
- (5) 郵送によるもの。ただし、議会運営委員会が委員会に付託することを認めたものについては、この限りでない。
- (6) その他、議会運営委員会が委員会への付託等になじまないと認めたもの。

附 則

この基準は、平成21年9月8日から施行する。